

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1 「職員の欠勤」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた職員	健康福祉局 生活福祉部 中央生活支援課 主事（27歳）
事 案 の 概 要	当該職員は、令和6年12月28日(土)午後10時に同居の親族に家を出る旨メールを送信した後、連絡が取れなくなり、同月27日(金)に年次休暇の承認を得ていた令和7年1月28日(火)までの期間経過後、同月29日(水)から同年3月31日(月)までの間、計41日間にわたり無断欠勤したものの
処 分 の 内 容	懲戒免職
処 分 年 月 日	令和7年5月15日 (公示による処分に係る書面の交付日 令和7年5月29日)

2 「職員のハラスメント」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた職員	都市建設局 課長（54歳）
事 案 の 概 要	当該職員は、令和6年4月から12月まで、上司等から再三にわたり、部下職員への接し方についての注意・指導を受けたにもかかわらず、他の職員にも聞こえる声量で、部下職員に対して、詰問するような口調での業務上の指示や質問を日常的に繰り返し、職場環境を著しく悪化させるパワー・ハラスメントを行ったものの 当該行為は、始業時間前や昼休みに行われることもあった。
処 分 の 内 容	戒告
処 分 年 月 日	令和7年5月29日

3 「職員のハラスメント」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた職員	南区役所 所長（52歳）
事 案 の 概 要	当該職員は、令和6年4月から8月頃まで、部下職員に対し、立たせたまま、他の職員にも聞こえる声量で、詰問するような口調での質問や指摘を日常的に繰り返すとともに、傷病休暇中の同部下職員に対して業務指示を行うなどしたほか、日常的に、周囲に聞こえる声量で言葉遣いの荒い独り言を繰り返し、職場環境を著しく悪化させるパワー・ハラスメントを行ったものの 当該職員は、平成29年5月頃から9月まで及び平成30年夏頃から令和元年9月頃までにおいても、部下職員に対し、他の職員にも聞こえる声量で、詰問するような口調での質問を繰り返すパワー・ハラスメントを行っていた。
処 分 の 内 容	戒告
処 分 年 月 日	令和7年5月29日

問合せ先
人事・給与課
直通電話 042-769-8213
対応責任者 大塚